

第 2 期幕別町子ども・子育て支援事業計画 素案

目 次

第 1 部 総論

第 1 章 計画の策定にあたって

第 1 節 計画策定の趣旨	1
計画策定の背景と目的／計画の期間／計画の対象	
第 2 節 計画の位置づけ	2
第 3 節 計画の策定及び推進体制	2
幕別町次世代育成支援対策地域協議会での審議の実施 ／子育て世帯へのニーズ調査／子どもの生活実態調査 ／パブリックコメント／計画の点検及び評価	

第 2 章 幕別町の子育てを取り巻く現状

第 1 節 少子化の動向	4
人口の推移／出生の動向／婚姻及び離婚の動向	
第 2 節 家庭や地域の状況	5
世帯の動向／世帯構成／未婚・有配偶別労働力率	
第 3 節 教育・保育施設の状況	6
幼稚園の定員と入園児童数の推移／認可保育所（園） の定員と入所児童数の推移／認可外保育所の利用状 況	
第 4 節 地域子育て支援事業の状況	7
子育て支援センターの利用状況／一時保育事業の利用 状況／預かり保育（幼稚園）の状況／病後児保育の利 用状況／学童保育所の入所児童数の推移／乳児家庭全 戸訪問事業の利用状況／養育支援訪問事業の状況／妊婦健 診の利用状況	
第 5 節 人口の推計	10
推計児童人口（全体）	

第 2 部 計画

第 1 章 計画の基本的な考え方

第 1 節 計画の基本理念	11
第 2 節 計画の基本目標	11
基本目標／計画の S D G s を踏まえた推進／推進する施策	

第2章 計画の内容

第1節	教育・保育提供区域の設定	15
第2節	基本目標1「幼児期の学校教育・保育の推進等」 教育・保育事業の量の見込みと確保の内容／保育利用率 ／幼児期の学校教育・保育の一体的提供等／幼児期の学 校教育・保育の充実／保幼小連携等の取組の推進	15
第3節	基本目標2「地域における子ども・子育て支援事業の推進」 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策／ 子育て支援のネットワークづくり／児童の健全育成	21
第4節	基本目標3「親子の健康の確保と育成支援」 妊娠・出産期からの切れ目のない支援／子どもや母親の 健康の確保／食育の推進／思春期保健対策の充実／小児 保健医療の充実／次代の親の育成	28
第5節	基本目標4「特に支援を必要とする子どもへの取組の推進」 児童虐待防止対策の充実／ひとり親家庭の自立支援の推進 ／障がい児施策の充実等／障がいの原因となる疾病及び事 故の予防、早期発見ならびに治療の推進／発達障がいのある 子どもへの、一人一人の希望に応じた適切な教育上必要 な支援	32
第6節	基本目標5「仕事と家庭生活との両立の推進」 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し／仕事 と子育ての両立のための基盤整備	36
第7節	基本目標6「子どもの貧困対策の推進」 相談・生活支援の充実／子どもの育ちと学びの支援の充実 ／経済的支援	37

資料編

資料1	幕別町次世代育成支援対策地域協議会条例	42
資料2	幕別町次世代育成支援対策地域協議会委員名簿	44
資料3	幕別町子ども・子育て支援事業計画策定までの経緯	45

第 1 部 総論

第 1 章 計画の策定にあたって

第 1 節 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景と目的

急速な少子化の進行や核家族化の進展に伴い、地域におけるコミュニティの希薄化や児童虐待の顕在化、子どもの貧困の深刻化など、子育てに対して不安を抱えている家庭が増え、子育て家庭や子どもの育ちを取り巻く環境が大きく変化しており、子どもを産み育てる喜びを実感できる社会の実現、子育てや子育てを社会全体で支援していくことが喫緊の課題となっています。

国においては、平成24年8月に子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年4月からは、質の高い幼児期の学校教育・保育の提供、保育の量的拡大・確保、質の向上を目指し、子ども・子育て支援新制度をスタートし、平成31年2月には「幼児教育・保育の無償化」が閣議決定され、すべての子どもたちに質の高い幼児教育の機会を保障し、生涯にわたる人格形成の基礎を培うことを目指しています。

また、子どもの貧困対策については、令和元年6月に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、市町村の「子どもの貧困対策計画」の策定が努力義務となり、世代を超えて貧困が連鎖することのないよう子どもの貧困対策を総合的に推進しています。

本町では、平成27年度からの5年間を第1期とする「幕別町子ども・子育て支援事業計画」（以下「第1期計画」という。）に基づいて、子育て支援を推進してきましたが、今年度末までの計画期間であるため、引き続き「幕別町子どもの権利に関する条例」を踏まえ、子ども・子育て支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援する環境を推進するとともに、子どもの貧困対策を含めた「第2期幕別町子ども・子育て支援事業計画」（以下「第2期計画」という。）を策定します。

2 計画の期間

この計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

また、計画期間内において、計画内容との大きな乖離が生じた場合は、計画を見直します。

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
幕別町子ども・子育て支援事業計画									
					第2期幕別町子ども・子育て支援事業計画				

3 計画の対象

本町に住所のある「子ども」及び「保護者」を対象とします。

・「子ども」とは

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を言います。

・「保護者」とは

親権者、未成年後見人その他の者で子どもを現に監護する者を言います。

第2節 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」及び子どもの貧困対策推進に関する法律に基づく「市町村計画」と位置づけ、一体的な計画とします。

さらに、「第6期幕別町総合計画」を上位計画として、「幕別町地域福祉計画」や「幕別町障がい者福祉計画」、「まくべつ健康21」、「生涯学習中期計画」等の個別計画との整合性を図ります。

第3節 計画の策定及び推進体制

1 幕別町次世代育成支援対策地域協議会での審議の実施

子ども・子育て支援法では、市町村は、子ども・子育て支援事業計画を定めるにあたり、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとされていることから、「幕別町次世代育成支援対策地域協議会」を活用し審議を実施しています。

なお、子ども・子育て支援事業計画策定までの経緯は、45ページの資料編に掲載しています。

2 子育て世帯へのニーズ調査

(1) 調査目的

この計画を策定するにあたり、子育て世帯の現状の分析やサービスのニーズ量の推計を把握し、目標事業量等の設定のための基礎データとして活用するため就学前児童の保護者を対象に調査を実施しています。

(2) 調査概要

調査は、平成30年11月30日現在、住民基本台帳にある未就学児童のいる全世帯を対象に、郵送又は、町立認可保育所を通じ、調査票を各家庭に配布して実施しています。

調査結果の詳細は、別冊「幕別町子ども・子育て支援に関するアンケート調査集計表」に掲載しています。

対象区分	対象世帯	調査期間	回収世帯数	回収率
就学前児童	就学前児童のいる 世帯980世帯 (H30. 11. 30現在)	平成31年1月8日 から 平成31年1月29日	616世帯	62.9%

3 子どもの生活実態調査

(1) 調査目的

本町における子どもや子どものいる家庭の生活実態や、貧困の状況にある家庭の子どもの実態を把握し、子育てをめぐる現状や、子育てするにあたって必要な教育支援、生活の支援、経済的支援等に関する支援ニーズを把握し、基礎資料とするため実態調査を実施しています。

(2) 調査概要

調査は、平成30年10月に実施し、町内小学2年生、5年生、中学2年生の保護者と小学5年生と中学2年生の児童・生徒を対象に各学校を通じて対象児童・生徒の家庭に調査票を配布して実施しています。

調査結果の詳細は、別冊「幕別町子ども生活実態調査集計表」に掲載しています。

調査対象		調査件数	有効回答数	有効回答率
小学2年生	保護者	246	206	83.7%
小学5年生	保護者	240	204	85.0%
	子ども	240	203	84.6%
中学2年生	保護者	234	196	83.8%
	子ども	234	198	84.6%

4 パブリックコメント

※令和2年1月に実施予定の本計画に係わる意見の応募状況等を記載。

名称	募集期間	案を設置した場所	提出件数 (提出者数)	結果の公表
第2期子ども・子育て支援事業計画 (案)	令和○年 ○月○日 ～ 令和○年 ○月○日	・役場1階ロビー ・忠類総合支所 1階ロビー ・札内支所 ・糠内出張所 ・忠類ふれあい センター福寿 ・町ホームページ		—

5 計画の点検及び評価

次世代育成支援対策地域協議会において、毎年、本事業計画に基づく施策の実施状況等について点検、評価を行い、必要に応じて見直しを行っていきます。

また、計画の実施状況、点検、評価については、町のホームページ等において公表します。

第2章 幕別町の子育てを取り巻く現状

第1節 少子化の動向

1 人口の推移

本町の人口は、平成17年までは増加傾向にありましたが、近年は横ばい傾向にあります。

また、年齢階層別に見ると、15歳未満の人口が減少の一途をたどっている反面、65歳以上の人口は増加し、平成27年には3人に1人が65歳以上と少子高齢化が進んでいます。

区 分		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
15歳未満	男	2,152人	2,158人	2,085人	1,894人	1,792人
	女	2,053人	2,042人	2,001人	1,837人	1,750人
	計	4,205人	4,200人	4,086人	3,731人	3,542人
	割合	17.4%	16.1%	15.2%	14.1%	13.2%
15～64歳	男	7,781人	8,133人	8,049人	7,643人	7,286人
	女	8,268人	8,772人	8,664人	8,302人	7,887人
	計	16,049人	16,905人	16,713人	15,945人	15,173人
	割合	66.2%	64.8%	62.2%	60.1%	56.7%
65歳以上	男	1,733人	2,185人	2,641人	3,011人	3,536人
	女	2,253人	2,767人	3,428人	3,856人	4,489人
	計	3,986人	4,952人	6,069人	6,867人	8,025人
	割合	16.4%	19.0%	22.6%	25.9%	30.0%
不 詳			23人		4人	20人
総 数		24,240人	26,080人	26,868人	26,547人	26,760人

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

※小数点以下の処理により、世帯別の構成比の和が100%にならない場合があります。

2 出生の動向

出生数は、平成25年以降、増減を繰り返しながら徐々に減少しています。

区 分		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
幕別町	出生数	189人	168人	175人	158人	165人
	前年比	4人	▲21人	7人	▲17人	7人
北海道	出生数	38,190人	37,058人	36,695人	35,125人	34,040人
	前年比	▲496人	▲1,132人	▲363人	▲1,570人	▲1,085人

資料：人口動態統計

3 婚姻及び離婚の動向

婚姻数は、横ばい傾向、離婚数は、減少傾向にあります。

区 分		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
幕別町	婚姻数	101件	93件	93件	93件	90件
	前年比	5 件	▲ 8 件	0 件	0 件	▲ 3 件
	離婚数	34件	53件	61件	38件	39件
	前年比	▲33件	19件	8 件	▲23件	1 件
北海道	婚姻数	26,330件	26,018件	25,465件	24,636件	23,960件
	前年比	▲208件	▲312件	▲553件	▲829件	▲676件
	離婚数	11,285件	11,003件	11,211件	10,476件	10,147件
	前年比	▲308件	▲282件	208件	▲735件	▲329件

資料：人口動態統計

第2節 家庭や地域の状況

1 世帯の動向

世帯数は、増加傾向にある反面、一世帯当たりの人員は減少しています。

区 分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
世帯数	8,146世帯	9,342世帯	10,126世帯	10,359世帯	10,944世帯
一世帯当たり人	3.0人	2.8人	2.7人	2.6人	2.4人

資料：国勢調査

2 世帯構成

世帯構成は、三世帯世帯の割合が低下し、単身世帯を含むその他の世帯の割合が増加しています。

区 分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
核家族世帯 (構成比)	5,558世帯 (68.2%)	6,358世帯 (68.1%)	6,883世帯 (68.0%)	6,918世帯 (66.8%)	7,235世帯 (66.1%)
三世帯世帯 (構成比)	886世帯 (10.9%)	891世帯 (9.5%)	748世帯 (7.4%)	678世帯 (6.5%)	516世帯 (4.7%)
その他の世帯 (構成比)	1,702世帯 (20.9%)	2,093世帯 (22.4%)	2,495世帯 (24.6%)	2,763世帯 (26.7%)	3,193世帯 (29.2%)
合計	8,146世帯	9,342世帯	10,126世帯	10,359世帯	10,944世帯

資料：国勢調査

※核家族世帯：夫婦のみ、夫婦と未婚の子のみ、ひとり親と未婚の子のみの世帯

三世帯世帯：親、子、孫で構成されている世帯

その他の世帯：核家族世帯、三世帯世帯以外の世帯（主として単身世帯）

※小数点以下の処理により、世帯別の構成比の和が100%にならない場合があります。

3 未婚・有配偶別労働力率

労働力率は、未婚・有配偶を問わず、北海道の割合と比べほとんどの年代で高い割合となっています。

区 分	15～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上
未婚	14.0% (15.2%)	87.9% (72.8%)	90.4% (81.5%)	87.7% (79.8%)	81.0% (74.2%)	33.8% (31.2%)
有配偶	100.0% (40.6%)	70.6% (66.5%)	80.6% (73.6%)	87.7% (80.1%)	85.7% (79.4%)	38.8% (34.4%)

資料：国勢調査（平成27年）

※カッコ内は、北海道の労働力率（平成27年国勢調査）

第3節 教育・保育施設の状況

1 幼稚園の定員と入園児童数の推移

本町には、幕別市街地区に町立のわかば幼稚園、札内市街地区に私立の幕別幼稚園があります。

入園児童数はともに減少傾向にあります。

幼稚園名	定員	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
幕別町立 わかば幼稚園	130人	42人	50人	40人	36人	37人
学校法人十勝竜谷学園 幕別幼稚園	210人	170人	170人	169人	164人	150人
合計	340人	212人	220人	216人	200人	187人
※幕別町外の幼稚園 に通う児童の数	—	70人	89人	74人	70人	54人

※入園児童数は各年5月1日現在

2 認可保育所（園）の定員と入所児童数の推移

本町には、認可保育所（園）が幕別市街地区に1か所、札内市街地区に4か所あります。各保育所（園）の入所（園）児童数は、横ばいあるいは増加傾向にあります。

保育所名	定員	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
幕別中央保育所	90人	63人	52人	56人	58人	57人
札内南保育園	120人	98人	113人	124人	132人	126人
札内青葉保育園	90人	100人	91人	95人	101人	113人
札内北保育所	90人	65人	64人	73人	88人	86人
札内さかえ保育所	120人	110人	107人	125人	115人	120人
合計	510人	436人	427人	473人	494人	502人

※入所児童数は各年4月1日現在

※札内青葉保育園は、民営化に伴い平成29年4月から、名称を札内青葉保育所から札内青葉保育園に変更。

3 認可外保育所の利用状況

本町には、認可外保育所が幕別地区と札内地区に合せて7か所（へき地保育所5か所、事業所内保育所2か所）、忠類市街地区に1か所（へき地保育所）の計8か所あります。

保育所名	定員	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
糠内保育所	30人	18人	16人	16人	15人	12人
駒畠保育所	30人	14人	17人	14人	12人	8人
明倫保育所	30人	4人	5人	6人	6人	6人
途別保育所	30人	10人	12人	8人	6人	5人
古舞保育所	30人	10人	9人	14人	7人	6人
忠類保育所	70人	40人	37人	36人	33人	40人
のびのび保育所	10人	5人	6人	6人	3人	2人
十勝の杜病院 ひまわり保育園	20人	6人	7人	7人	6人	10人
合計	250人	107人	109人	107人	88人	89人

※入所児童数は各年4月1日現在

第4節 地域子育て支援事業の状況

1 子育て支援センターの利用状況

本町では、子育て支援センターを札内市街地区に1か所、忠類市街地区に1か所設置しています。

育児に関する相談や保護者同士の交流の場を提供するなどの子育て支援事業を行っており、利用状況は、幕別子育て支援センターでは、減少傾向、忠類子育て支援センターでは、平成30年度利用者増となっています。

○幕別子育て支援センター

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間開設日数	302日	299日	298日	297日	301日
延べ利用人数	9,424人	8,429人	7,859人	7,266人	5,977人
一日平均	31.2人	28.2人	26.4人	24.5人	19.9人

○忠類子育て支援センター

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間開設日数	295日	296日	295日	293日	292日
延べ利用人数	82人	92人	94人	84人	160人
一日平均	0.3人	0.3人	0.3人	0.3人	0.5人

2 一時保育事業の利用状況

子育て支援センターでは、保護者の病院への通院やリフレッシュ等のため、認可保育所に通所していない乳幼児を一時的に預かる一時保育事業を行っており、増減を繰り返していますが、一定程度の利用があります。

○幕別子育て支援センター

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間開設日数	302日	299日	298日	297日	301日
延べ利用人数	1,682人	2,272人	1,847人	2,035人	2,108人
一日平均	5.6人	7.6人	6.2人	6.9人	7.0人

○忠類子育て支援センター

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間開設日数	295日	296日	295日	293日	292日
延べ利用人数	154人	9人	183人	76人	174人
一日平均	0.5人	0.0人	0.6人	0.3人	0.6人

3 預かり保育（幼稚園）の状況

公立・私立の幼稚園ともに、在園児を対象とした預かり保育を実施しています。

区 分		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
年間開設 日数	幕別町立わかば幼稚園	24日	88日	112日	41日	97日
	学校法人十勝竜谷学園 幕別幼稚園	214日	209日	210日	213日	218日
延べ利用 人数	幕別町立わかば幼稚園	236人	256人	248人	43人	301人
	学校法人十勝竜谷学園 幕別幼稚園	726人	709人	820人	834人	693人
一日 平均	幕別町立わかば幼稚園	9.8人	2.9人	2.2人	1.0人	3.1人
	学校法人十勝竜谷学園 幕別幼稚園	3.4人	3.4人	3.9人	3.9人	3.2人

4 病後児保育の利用状況

病気の回復期にあり、集団保育が困難で、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭での保育を行うことが困難な認可保育所の入所児童を対象に、札内青葉保育園で病後児保育を実施しています。

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間開設日数	290日	294日	292日	292日	291日
延べ利用人数	76人	73人	107人	150人	118人
一日平均	0.3人	0.2人	0.4人	0.5人	0.4人

5 学童保育所の入所児童数の推移

学童保育所は、幕別市街地区に1か所、札幌市街地区に4か所、忠類市街地区に1か所の計6か所設置しています。各学童保育所の入所児童数は、横ばいあるいは減少傾向にあります。

学童保育所名	定員	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
はぐるま学童保育所	50人	32人	33人	40人	56人	47人
あすなろ学童保育所	40人	48人	56人	71人	71人	74人
やまびこ学童保育所	40人	48人	50人	50人	65人	71人
つくし学童保育所 ※第2学童保育所含む	90人	119人	161人	164人	147人	183人
ちゅうるい学童保育所	25人	18人	17人	17人	15人	15人
合計	245人	265人	317人	342人	354人	390人

※入所児童数は各年4月1日現在

6 乳児家庭全戸訪問事業の利用状況

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、母子の健康状態を確認するとともに、育児不安を軽減し、健全に家庭生活を送ることができるよう、必要な保健指導等を実施しています。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
訪問件数	166人	179人	166人	164人	164人

7 養育支援訪問事業の状況

要保護児童対策地域協議会において継続支援が必要と判断された家庭を対象に、保健師等が訪問支援を実施しています。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
訪問件数	30人	40人	76人	60人	30人

8 妊婦健診の利用状況

妊婦一般健康診査受診票を14回分、超音波検査受診票6回分発行している他に、町独自で妊婦健診料の一部助成も実施しています。

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
健診回数	20回	20回	20回	20回	20回
人数	2,171人	2,179人	2,137人	1,903人	1,924人

第5節 人口の推計

1 推計児童人口（全体）

平成27年～平成31年の住民基本台帳の人口から、コーホート変化率法により算出しています。人口は、計画期間中、年々減少する推計となります。

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	153人	151人	149人	149人	147人
1歳	176人	166人	164人	162人	162人
2歳	176人	185人	174人	172人	170人
3歳	196人	184人	192人	181人	179人
4歳	206人	197人	184人	192人	181人
5歳	214人	211人	202人	189人	197人
6歳	235人	214人	211人	202人	189人
7歳	205人	232人	211人	208人	199人
8歳	259人	205人	232人	211人	208人
9歳	243人	256人	203人	230人	209人
10歳	218人	243人	256人	202人	228人
11歳	228人	217人	242人	255人	201人
合計	2,509人	2,461人	2,420人	2,353人	2,270人

第2部 計画

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

核家族化の進展、共働き家庭の増加や子どもの貧困の深刻化などが進み、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は、近年大きく変化しており、子どもの権利や最善の利益を考慮した子育てを、社会全体で支援していく必要があります。

このことから、本町の次代を担う子どもたちが家族の豊かな愛情のもとで健やかに育つこと、また、子を持つ親や次代の親となる人たちが子育てに関する様々な不安や負担を軽減できる環境をつくること、子育て・親育てに地域の住民が積極的に協力し支えあう地域社会を築くことを目的に、第1期計画を継承し、第2期計画の基本理念を次のように定めます。

すべての町民が支えあい 子どもの豊かな心と生きる力を育むまち

第2節 計画の基本目標

本計画では、基本理念を達成するため、以下の6つの基本目標の下に、子ども・子育て支援施策の総合的な推進を図ります。

1 基本目標

- | | |
|-------|----------------------|
| 基本目標1 | 幼児期の学校教育・保育の推進等 |
| 基本目標2 | 地域における子ども・子育て支援事業の推進 |
| 基本目標3 | 親子の健康の確保と育成支援 |
| 基本目標4 | 特に支援を必要とする子どもへの取組の推進 |
| 基本目標5 | 仕事と家庭生活との両立の推進 |
| 基本目標6 | 子どもの貧困対策の推進 |

2 計画のSDGsを踏まえた推進

SDGs（エス・ディ・ジーズ）は、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略で、2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された2016年（平成28年）から2030年（令和12年）までの国際社会共通の目標です。

持続可能な世界を実現するために、17の大きな目標と169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓い、先進国と発展途上国が一丸となって取り組んでいます。

我が国においても、2016年（平成28年）に「持続可能な開発目標実施指針」を策定し、取り組みを進めています。

本町では、「子ども・子育て支援事業計画」の各種施策がSDGsの推進につながるものとして、SDGsの視点を取り入れ、各種施策を推進します。



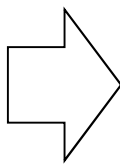
3 推進する施策

本計画の6つの基本目標とSDGsの達成に向け、次の施策を推進します。



5

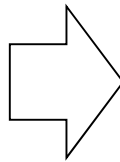
仕事と家庭生活との両立の推進



- 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
- 仕事と子育ての両立のための基盤整備

6

子どもの貧困対策の推進



- 相談・生活支援の充実
- 子どもの育ちと学びの支援の充実
- 経済的支援

第2章 計画の内容

第1節 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画において、「教育・保育事業」、「地域子ども・子育て支援事業」で提供する区域を定め、その区域ごとに、令和2年度～6年度までの5年間の利用ニーズ(=「量の見込み」)と、町として提供する「確保の内容」、また、その「実施時期」を定めることとされています。

本町においては、地理的条件や社会的条件、現在の教育・保育の利用状況などを総合的に勘案し、「教育・保育事業」の提供区域を幕別、札内、忠類の3区域、「地域子ども・子育て支援事業」については町全体をひとつの区域として設定します。

第2節 基本目標1「幼児期の学校教育・保育の推進等」

1 教育・保育事業の量の見込みと確保の内容

町全体及び教育・保育提供区域3区域の、計画期間内における量の見込みと確保方針は、以下のとおりです。

【幕別町全体】

区 分		令和2年度				令和3年度				令和4年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				(1-2歳)	(0歳)			(1-2歳)	(0歳)			(1-2歳)	(0歳)
①量の見込み (必要利用定員総数)		199人	396人	194人	39人	190人	381人	197人	40人	187人	372人	194人	40人
②確保方針 (定員数)	特定教育・ 保育施設	130人	340人	140人	30人	130人	340人	140人	30人	130人	355人	150人	35人
	特定地域型 保育施設			5人	5人			5人	5人			5人	5人
	確認を受け ない幼稚園	210人				210人				210人			
	認可外保育 所	0人	185人	52人	3人	0人	185人	52人	3人	0人	185人	52人	3人
②-①		141人	129人	3人	▲1人	150人	144人	0人	▲2人	153人	168人	13人	3人

区 分		令和5年度				令和6年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				(1-2歳)	(0歳)			(1-2歳)	(0歳)
①量の見込み (必要利用定員総数)		182人	361人	197人	41人	173人	361人	201人	41人
②確保方針 (定員数)	特定教育・ 保育施設	130人	355人	150人	35人	130人	355人	150人	35人
	特定地域型 保育施設			5人	5人			5人	5人
	確認を受け ない幼稚園	210人				210人			
	認可外保育 所	0人	185人	52人	3人	0人	185人	52人	3人
②-①		158人	179人	10人	2人	167人	179人	6人	2人

1号

3歳以上の子どもの幼稚園や認定こども園の利用

2号

3歳以上の子どもの保育所や認定こども園等の利用

3号

3歳未満の子どもの保育所や認定こども園等の利用

【幕別区域】

町立幼稚園及び認可保育所を各1か所、農村区域の認可外保育所を2か所設置しています。幼稚園と認可保育所については、保護者の幼児教育に関するニーズを再確認したうえで、令和6年度までに町立の幼保連携型認定こども園※への移行に向けて検討を続けます。

※ 幼保連携型認定こども園：こども園とは、幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持つ施設ですが、幼保連携型は、認可幼稚園と認可保育所とが連携して一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプです。

区 分		令和2年度				令和3年度				令和4年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				(1-2歳)	(0歳)			(1-2歳)	(0歳)			(1-2歳)	(0歳)
①量の見込み (必要利用定員総数)		31人	53人	29人	3人	30人	50人	30人	4人	28人	49人	30人	4人
②確保方策 (定員数)	特定教育・ 保育施設	130人	60人	25人	5人	130人	60人	25人	5人	130人	60人	25人	5人
	確認を受け ない幼稚園	0人				0人				0人			
	認可外保育所	0人	48人	12人	0人	0人	48人	12人	0人	0人	48人	12人	0人
②－①		99人	55人	8人	2人	100人	58人	7人	1人	102人	59人	7人	1人

区 分		令和5年度				令和6年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				(1-2歳)	(0歳)			(1-2歳)	(0歳)
①量の見込み (必要利用定員総数)		28人	47人	30人	5人	28人	48人	31人	5人
②確保方策 (定員数)	特定教育・ 保育施設	130人	60人	25人	5人	130人	60人	25人	5人
	確認を受け ない幼稚園	0人				0人			
	認可外保育所	0人	48人	12人	0人	0人	48人	12人	0人
②－①		102人	61人	7人	0人	102人	60人	6人	0人

1号

3歳以上の子どもの幼稚園や認定こども園の利用

2号

3歳以上の子どもの保育所や認定こども園等の利用

3号

3歳未満の子どもの保育所や認定こども園等の利用

【札内区域】

私立幼稚園 1 か所、認可保育所 4 か所（うち私立 2 か所）、事業所内保育所（特定地域型保育施設） 1 か所、認可外保育所が 3 か所（うち事業所内保育所 1 か所）あります。私立幼稚園は、新制度への移行について検討していきます。

また、3 号認定こどもの確保量の不足については、認可保育所の定員増加などにより解消を目指します。それまでの間については、緊急的に、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を下回らない範囲において定員を超えて受け入れるなど待機児童発生抑制に努めます。

区 分		令和 2 年度				令和 3 年度				令和 4 年度			
		1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号	
				(1-2歳)	(0歳)			(1-2歳)	(0歳)			(1-2歳)	(0歳)
①量の見込み (必要利用定員総数)		168人	313人	146人	36人	160人	301人	150人	36人	159人	295人	147人	36人
②確保方策 (定員数)	特定教育・ 保育施設	0人	280人	115人	25人	0人	280人	115人	25人	0人	295人	125人	30人
	特定地域型 保育施設			5人	5人			5人	5人			5人	5人
	確認を受け ない幼稚園	210人				210人				210人			
	認可外保育所	0人	62人	15人	3人	0人	62人	15人	3人	0人	62人	15人	3人
②－①		42人	29人	▲11人	▲3人	50人	41人	▲15人	▲3人	51人	62人	▲2人	2人

区 分		令和 5 年度				令和 6 年度			
		1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号	
				(1-2歳)	(0歳)			(1-2歳)	(0歳)
①量の見込み (必要利用定員総数)		154人	286人	151人	36人	145人	285人	154人	36人
②確保方策 (定員数)	特定教育・ 保育施設	0人	295人	125人	30人	0人	295人	125人	30人
	特定地域型 保育施設			5人	5人			5人	5人
	確認を受け ない幼稚園	210人				210人			
	認可外保育所	0人	62人	15人	3人	0人	62人	15人	3人
②－①		56人	71人	▲6人	2人	65人	72人	▲9人	2人

1 号

3 歳以上の子どもの幼稚園や認定こども園の利用

2 号

3 歳以上の子どもの保育所や認定こども園等の利用

3 号

3 歳未満の子どもの保育所や認定こども園等の利用

【忠類区域】

認可外保育所を2か所設置しています。認可外保育所は当面の間継続し、新制度への移行を含め、そのあり方について検討していきます。

区 分		令和2年度				令和3年度				令和4年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				(1-2歳)	(0歳)			(1-2歳)	(0歳)			(1-2歳)	(0歳)
①量の見込み (必要利用定員総数)		0人	30人	19人	0人	0人	30人	17人	0人	0人	28人	17人	0人
②確保方策 (定員数)	認可外保育所	0人	75人	25人	0人	0人	75人	25人	0人	0人	75人	25人	0人
②－①		0人	45人	6人	0人	0人	45人	8人	0人	0人	47人	8人	0人

区 分		令和5年度				令和6年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				(1-2歳)	(0歳)			(1-2歳)	(0歳)
①量の見込み (必要利用定員総数)		0人	28人	16人	0人	0人	28人	16人	0人
②確保方策 (定員数)	認可外保育所	0人	75人	25人	0人	0人	75人	25人	0人
②－①		0人	47人	9人	0人	0人	47人	9人	0人

1号

3歳以上の子どもの幼稚園や認定こども園の利用

2号

3歳以上の子どもの保育所や認定こども園等の利用

3号

3歳未満の子どもの保育所や認定こども園等の利用

2 保育利用率

満3歳未満の子どもの数全体に占める、満3歳未満の保育を必要とする子どもに対する利用定員数（＝保育利用率※）を以下のとおり設定します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育利用率	40.9%	46.7%	52.5%	58.3%	64.1%

※各年度の満3歳未満の保育を必要とする子どもに対する利用定員数／満3歳未満の子どもの数全体

3 幼児期の学校教育・保育の一体的提供等

少子化や核家族化の進展、働き方の多様化などにより、子どもや子育て世帯の環境が大きく変化しています。

このような状況に対応するため、安心して子どもを預けることができる認定こども園の設置、小規模保育や事業所内保育などニーズに応じた地域型保育の実施を検討し、教育・保育施設及び地域型保育事業の相互の連携も含め、幼児期の学校教育・保育の一体的提供を図るなど、教育・保育環境の整備を進めます。

No01	認定こども園整備事業	こども課・保健福祉課・学校教育課
事業内容	就学前の子どもに関する教育・保育や、地域における子育て支援を総合的に提供する機能を備えた認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化に対し、柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、既存の幼稚園や保育所からの移行や新たな設置について支援します。 幕別区域における町立幼稚園と町立認可保育所については、町立の幼保連携型認定こども園への移行を目指します。	

No02	保育環境整備事業	こども課・保健福祉課・学校教育課
事業内容	老朽化した保育所の計画的な施設整備に努めるとともに、保育所の待機児童の解消や必要な幼児教育や保育サービスの充実に努めます。 また、札内青葉保育園の建替えにより、令和4年4月から入所定員の増加を図ります。	

4 幼児期の学校教育・保育の充実

核家族化や女性の社会進出が進む中、利用者の生活実態及び意向を踏まえた保育サービスの展開や情報提供、サービスの質の向上が求められていることから、今後も幼稚園や保育所等における保育サービスの充実に努めます。

No03	異年齢保育の実施（わかば幼稚園）	学校教育課（生涯学習中期計画）
事業内容	同一年齢の園児との触れあい以上に「人と関わる力」を育むことができるように、4歳から6歳までの園児が同じ集団（幼稚園）の中で生活し教育を受ける「異年齢保育」を行います。	

No04	預かり保育の実施	学校教育課（生涯学習中期計画）
事業内容	女性の社会進出の拡大などにより、幼稚園の教育時間終了後、引き続き保育を希望する保護者が増えていることに対応するため、平日の保育時間終了後に預かり保育を行います。	

No05	満3歳児保育の実施（わかば幼稚園）	学校教育課（生涯学習中期計画）
事業内容	3歳児に達した幼児が、4月の入園を待たずに年度途中から入園し集団での教育を受けることにより社会性を醸成するなど、成長著しい3歳児の自立助長を図ります。	

No06	幼児教育支援事業	学校教育課
事業内容	令和元年10月から幼児教育無償化により入園料・保育料が無償化されたことにより、幼稚園教育の振興に資することを目的に、私立幼稚園に在籍する幼児の保護者に対し、経済的負担の軽減の方策を検討していきます。	

No07	施設等利用給付事業	こども課
事業内容	令和元年10月から幼児教育無償化により幼稚園や認可保育所などの特定施設の利用のほかに幼稚園の預かり保育や認可外保育施設の利用者についても国の定める基準により給付を行い、保護者の経済的負担の軽減を図ります。	

5 保幼小連携等の取組の推進

保育所と幼稚園、小学校との連携等を強化しながら双方の質の向上を図り、幼児教育の成果を小学校教育に効果的に取り入れるよう努めます。

No08	保育所、幼稚園、小学校の連携	こども課・学校教育課（生涯学習中期計画）
事業内容	交流会の開催などによる保育所や幼稚園、小学校との連携した取り組みを行うことにより、幼児期から小学校への教育活動の円滑な移行を進めるとともに、実態に応じた子どもの発達や学び、生活の連続性のある教育の充実を図ります。	

第3節 基本目標2「地域における子ども・子育て支援事業の推進」

幕別町における地域子ども・子育て支援事業（法定13事業）を次のとおり推進します。

1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

No09 延長保育事業		こども課・保健福祉課			
事業内容	保護者の就労時間の多様化に対応するため、保育所の開所時間を超える入所児童の保育については、ニーズにあわせ、保育時間の拡大に取り組みます。				
＜量の見込みと確保の内容＞					
区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	75 人	74 人	71 人	70 人	69 人
②確保の内容	210 人	210 人	210 人	210 人	210 人
②－①	135 人	136 人	139 人	140 人	141 人
＜確保方策＞ 就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、札内青葉保育園と札内南保育園において通常保育を延長した保育を行います。					

No10 放課後児童健全育成事業		こども課・保健福祉課・生涯学習課				
事業内容	就労等のため、保護者が昼間家庭にいない小学生の健全育成に取り組みます。また、施設の拡大や必要なサービスの充実に努めます。					
＜量の見込みと確保の内容＞						
区 分	学年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み 【低学年】	小学1年	132人	120人	119人	115人	106人
	小学2年	106人	117人	109人	107人	102人
	小学3年	102人	82人	92人	85人	83人
	計	340人	319人	320人	307人	291人
確保の内容		360人	360人	360人	360人	360人
量の見込み 【高学年】	小学4年	41人	44人	35人	39人	36人
	小学5年	22人	24人	27人	21人	22人
	小学6年	7人	7人	8人	9人	7人
	計	70人	75人	70人	69人	65人
確保の内容		90人	90人	90人	90人	90人
＜確保方策＞ 共働き家庭等の小学生の遊び・居場所の場を確保するとともに、次代を担う人材を育成する観点から、国が策定した「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブと放課後子供教室を推進するよう努めます。その際、小学校の余裕教室等を活用し、これらの事業を可能な限り一体的に実施できるよう検討します。 また、これらの事業の実施に当たって、主管課であるこども課と教育委員会が連携を図り、放課後子供教室や放課後児童クラブ・行政・学校・PTAの各関係者、地域住民等で構成する「運営委員会」の設置についても検討します。						

No11 子育て短期支援事業（ショートステイ）		こども課・保健福祉課			
事業内容	保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等の居場所の確保に努めます。				
＜量の見込みと確保の内容＞					
区 分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み	92 人日	92 人日	92 人日	92 人日	92 人日
②確保の内容	92 人日	92 人日	92 人日	92 人日	92 人日
②－①	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
＜確保方策＞ 児童の養育が一時的に困難な場合に帯広市内の児童養護施設において児童を預かることで、居場所を確保します。					

※人日：年あたりの延べ人数

No12 地域子育て支援拠点事業		こども課・保健福祉課			
事業内容	子育て親子の交流の場や子育て等に関する相談や援助、地域の子育て情報、子育てに関する講習会等を実施し、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援します。				
＜量の見込みと確保の内容＞					
区 分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	389 人回	387 人回	375 人回	371 人回	368 人回
確保の内容	２か所	２か所	２か所	２か所	２か所
＜確保方策＞ 町内２か所の子育て支援センター及び２分室において、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、親子の交流や子育てについての相談、情報の提供、助言を行うとともに、子育てに関する講習会を実施します。					

※人回：月あたりの延べ人数

No13 一時預かり事業（幼稚園型）		こども課・学校教育課				
事業内容		教育時間以外の時間において、在園児を幼稚園において保育することにより、幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援します。				
＜量の見込みと確保の内容＞						
区 分		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み	１号認定による利用	1,234 人日	1,185 人日	1,157 人日	1,125 人日	1,115 人日
	２号認定による利用	7,817 人日	7,511 人日	7,334 人日	7,131 人日	7,067 人日

②確保の内容 一時預かり事業	7,100 人日	7,100 人日	7,100 人日	7,100 人日	7,100 人日
②－①	▲1,951 人日	▲1,596 人日	▲1,391 人日	▲1,156 人日	▲1,082 人日
<確保方策> 町内 2 か所の幼稚園において、保護者の就労や、傷病・入院、災害・事故、育児等に伴う心理的・身体的負担の軽減のため、一時的に保育を行います。					

※人日：年あたりの延べ人数

No14 一時預かり事業（幼稚園型を除く）		こども課・保健福祉課			
事業内容	保護者の病院への通院、リフレッシュ等のため、認可保育所に通所していない乳幼児を一時的に預かる事業に取り組みます。				
＜量の見込みと確保の内容＞					
区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	4, 779 人日	4, 664 人日	4, 540 人日	4, 455 人日	4, 417 人日
②確保の内容	7, 200 人日	7, 200 人日	7, 200 人日	7, 200 人日	7, 200 人日
②－①	2, 421 人日	2, 536 人日	2, 660 人日	2, 745 人日	2, 783 人日
＜確保方策＞ 町内 2 か所の子育て支援センター及び 1 分室において、保護者の就労や、傷病・入院、災害・事故、育児等に伴う心理的・身体的負担の軽減のため、一時的に保育を行います。					

※人日：年あたりの延べ人数

No15 病児・病後児保育事業		こども課・保健福祉課			
事業内容	病気の回復期にあり、集団保育が困難で、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭での保育を行うことが困難な認可保育所の入所児童を保育所等の専用スペースで一時的に保育する事業に取り組みます。また、病児の保育事業の確保に努めます。				
＜量の見込みと確保の内容＞					
区 分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み 病後児保育事業	150 人日	150 人日	150 人日	150 人日	150 人日
②確保の内容 病後児保育事業	1,248 人日	1,248 人日	1,248 人日	1,248 人日	1,248 人日
②－①	1,098 人日	1,098 人日	1,098 人日	1,098 人日	1,098 人日
＜確保方策＞ 認可保育所に通っている児童が、病気回復期のため集団生活が困難な場合に、札内青葉保育園において一時的に保育を実施します。また、病児期における新たな保育の拡充に努めます。					

※人日：年あたりの延べ人数

No16 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） こども課・保健福祉課					
事業内容	育児の援助を行いたい者（まかせて会員）と育児の援助を受けたい者（おねがい会員）が会員登録し、会員相互の子育て援助活動の利用促進と子育て支援の充実に取り組みます。				
＜量の見込みと確保の内容＞					
区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	394 人日	394 人日	394 人日	394 人日	394 人日
②確保の内容	394 人日	394 人日	394 人日	394 人日	394 人日
②－①	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
＜確保方策＞ ファミリー・サポート・センターにおいて、制度の周知を図るとともに、多様な依頼に対応できるようにまかせて会員の確保に努め、安定的な援助活動の充実に図ります。					

※人日：年あたりの延べ人数

No17 妊婦に対する健康診査		保健課・保健福祉課			
事業内容	妊婦の健診を通して、異常の早期発見、早期治療、早期療養を促し、母子の健康確保に取り組みます。また、母子保健の向上を目的として経済的負担の軽減を図るため、妊婦健診料の一部助成に取り組みます。				
＜量の見込みと確保の内容＞					
区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	170 人 健診回数 ： 3, 400 回	170 人 健診回数 ： 3, 400 回	170 人 健診回数 ： 3, 400 回	170 人 健診回数 ： 3, 400 回	170 人 健診回数 ： 3, 400 回
確保の内容	実施場所：医療機関又は助産所 検査項目：妊婦一般健康診査：14回（血液検査・子宮頸がん検診・性器クラミジア検査・B型溶血性レンサ球菌検査）、超音波検査：6回				
＜確保方策＞ 妊婦健診費用の助成により、経済的負担の軽減並びに必要性を理解した適切な受診につながるよう努めます。					

No18 乳児家庭全戸訪問事業		保健課・保健福祉課			
事業内容	乳児の健康状態を確認するとともに、育児不安を軽減し、健全に家庭生活を送ることができるよう、必要な保健指導等に取り組みます。また、経過観察等が必要な家庭に対し、適正な時期の保健指導等に努めます。				
＜量の見込みと確保の内容＞					
区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	152 人	152 人	153 人	154 人	154 人
確保の内容	実施体制:1人 実施機関：町	実施体制:1人 実施機関：町	実施体制:1人 実施機関：町	実施体制:1人 実施機関：町	実施体制:1人 実施機関：町
＜確保方策＞ 生後の家庭訪問指導を全件実施するとともに、必要に応じ妊婦や乳幼児への家庭訪問を実施しています。妊娠期から出産後への継続支援に努めます。					

No19 養育支援訪問事業、その他要保護児童等の支援に資する事業		保健課・こども課			
事業内容	養育支援訪問は、要保護児童対策地域協議会の対象となった親子を対象とし、虐待に至らないよう訪問による支援を実施します。その他、育児不安などの子育て支援として、妊娠中及び産後の支援を充実するよう取り組みます。				
＜量の見込みと確保の内容＞					
区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	35 人	35 人	35 人	35 人	35 人
確保の内容	実施体制:6人 実施機関:町	実施体制:6人 実施機関:町	実施体制:6人 実施機関:町	実施体制:6人 実施機関:町	実施体制:6人 実施機関:町
＜確保方策＞ 支援が必要な家庭に対し、要保護児童対策地域協議会で情報共有し、保健師等が訪問支援を行います。					

No20 利用者支援事業		こども課・保健福祉課			
事業内容	地域の子ども子育て支援事業が円滑に利用できるよう子育てに関する各般の問題に対し、相談や助言を行うとともに関係機関との連携についても支援し、子どもとその保護者に必要な支援に努めます。				
＜量の見込みと確保の内容＞					
区 分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み （基本型）	３か所	３か所	３か所	３か所	３か所
②確保の内容 （基本型）	３か所	３か所	３か所	３か所	３か所
②－①	０か所	０か所	０か所	０か所	０か所
①’ 量の見込み （母子保健型）	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所
②’ 確保の内容 （母子保健型）	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所
②’ －①’	０か所	０か所	０か所	０か所	０か所
＜確保方策＞ 子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や一時預かりなどの地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、子育て支援センターと子育て世代包括支援センターにおいて、それぞれ専門の職員を配置し、身近な場所で相談を受付けるなど利用者支援を図ります。					

No21 実費徴収に係る補足給付を行う事業		こども課・保健福祉課
事業内容	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を助成します。	

No22	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	こども課・保健福祉課
事業内容	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進します。	

2 子育て支援のネットワークづくり

子育て家庭に対し、きめ細かな質の高いサービスを効果的・効率的に提供するため地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成を促進し、利用者への情報提供に努めるとともに、地域住民が子育てへの関心や理解を深め、地域社会が子育て家庭を支えることができるよう意識啓発に努めます。

No23 子育てサークル育成支援事業		こども課・保健課・保健福祉課
事業内容	乳幼児やその保護者が相互の交流を行う団体を育成し、育児に対する助言や遊びの指導を行うなど、団体の自立した活動の支援を進めます。	

No24 子育て支援サービスネットワーク形成事業		こども課・保健課・保健福祉課
事業内容	子育て支援に関係する機関や子育てサークル等との連携を強化し組織化することで、子育て支援サービスの質の向上を図ります。	

No25 子育て支援情報提供事業		こども課・保健福祉課
事業内容	町の広報紙、ホームページ等を活用し、子育て家庭に向け情報提供等するとともに、地域における子育て支援に関する情報を一元的に把握できる子育て応援サポートブックを母子健康手帳の交付時に配布します。 また、地域全体が協力し支えあえるよう、子育てに関する意識啓発を行います。	

No26 子育てボランティアの推進		こども課・保健福祉課
事業内容	子育てボランティアと連携し、子どもの見守りや育児相談支援に取り組みます。	

3 児童の健全育成

子どもは、遊びを通じて仲間関係の形成や社会性を学んでいくことから、地域社会の中で異年齢の子ども同士の遊びや、多世代の地域の人々との交流など様々な体験活動を行うことができる安全・安心な放課後対策や子ども食堂などの居場所づくりの支援に努め、心身ともに健やかに育つ環境づくりを進めます。

No27 多世代交流事業の推進		こども課・保健福祉課
事業内容	異世代間のふれあいを通して、地域ぐるみの子育て支援の仕組みづくりを深める心豊かな交流事業を推進します。	

No28 児童館の活用事業		こども課・保健福祉課
事業内容	子育て家庭が気軽に利用できる自由な交流の場として、児童館の有効活用を検討します。	

No29 子ども会の取組の活用事業		生涯学習課
事業内容	子ども会の地域活動を支援し、指導者の育成や活動を通じて、小学生の健全育成に取り組みます。	

No30 民生委員・児童委員活動事業		福祉課
事業内容	地域の身近な相談相手として、子どもたちの健全育成に取り組むとともに、関係機関と連携の上、児童虐待の早期発見や予防に努めます。	

第4節 基本目標3「親子の健康の確保と育成支援」

1 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

保護者が、産休・育休明けの希望する時期に円滑に保育や子育てサービスを利用できるように、休業中の保護者に対して情報提供を行うなど、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行います。

また、育児休業期間満了時からの保育を希望する保護者が、ニーズに応じた保育を利用できるような環境を整えます。

No31 子育て世代包括支援センター事業		保健課・保健福祉課
事業内容	母子保健及び育児に関する総合的な相談支援や妊産婦等の身体的及び精神的健康状態や育児、生活の支援状況を把握し、手厚い支援を要する妊産婦等の支援プランの策定及び評価を行い、妊娠期から子育て期の切れ目のない支援体制を構築します。	

No32 利用者支援事業		こども課・保健福祉課
事業内容	【再掲 No20】 地域の子ども子育て支援事業が円滑に利用できるよう子育てに関する各般の問題に対し、相談や助言を行うとともに関係機関との連携についても支援し、子どもとその保護者に必要な支援に努めます。	

No33 子育て支援情報提供事業		こども課・保健福祉課
事業内容	【再掲 No25】 町の広報紙、ホームページ等を活用し、子育て家庭に向け情報提供等するとともに、地域における子育て支援に関する情報を一元的に把握できる子育て応援サポートブックを母子健康手帳の交付時に配布します。 また、地域全体が協力し支えあえるよう、子育てに関する意識啓発を行います。	

2 子どもや母親の健康の確保

核家族化の進展や地域社会における人間関係の希薄化により、育児に対する孤立感や不安感を抱く親が増えています。

このため、妊娠期から出産期、育児期までを健やかに暮らせるよう母子の健康の確保を目的に、各種母子保健指導の充実に努めます。

また、保護者の育児不安の解消等を図るため、家庭訪問や乳幼児健診の場を活用した相談・指導を実施し、児童虐待の発生予防の観点も含め、妊娠期からの継続した支援を行います。

No34 健康診査事業		保健課・保健福祉課
事業内容	【No17 及び 18 関連】 妊婦や乳幼児の健診を通して、異常の早期発見、早期治療、早期療養を促すとともに、各種相談指導を通して、母子の健康確保及び適切な育児支援に取り組みます。 また、母子保健の向上を目的として経済的負担の軽減を図るため、妊婦健診料の一部助成に取り組みます。	

No35 健康教育事業		保健課・保健福祉課
事業内容	離乳食講習や調理実習、親子遊び、講演等を通して、子どもの健全な発育・発達を支援し、参加者同士の情報交換や仲間づくり、育児不安の軽減等に取り組みます。	

No36 妊婦等への出産準備教育（パパママ教室）		保健課・保健福祉課
事業内容	妊婦等の妊娠、出産、育児に関する正しい知識の普及を図るとともに、妊婦同士の交流、情報交換の場を提供します。 また、先輩ママとの交流を通じた育児不安の軽減等に努めます。	

No37 家庭訪問事業		保健課・保健福祉課
事業内容	【No18 及び 19 関連】 妊産婦や乳幼児の健康状態を確認するとともに、育児不安を軽減し、健全に家庭生活を送ることができるよう、必要な保健指導等に取り組みます。 また、経過観察等が必要な家庭に対し、適正な時期の保健指導等に努めます。	

No38 予防接種事業		保健課・保健福祉課
事業内容	子どもの予防接種に関する正しい知識の普及や個別の接種計画の助言、指導等、疾病予防に取り組みます。	

No39	母子健康相談事業	保健課・保健福祉課
事業内容	母親の妊娠、出産、育児に伴う不安を軽減し、子どもの健全な発育・発達を支援するよう、母子の健康相談に取り組みます。	

No40	母子健康手帳交付事業	保健課・保健福祉課
事業内容	妊娠の届出の際に、母子健康手帳の交付を行うとともに、生活状況や家族関係の把握をするなど、母親が健康で安心して妊娠期を過ごし、出産に臨めるよう、保健指導、相談に取り組みます。	

No41	歯科保健事業	保健課・保健福祉課
事業内容	歯科医師との連携を強化し、歯科検診を受けられる体制を維持するとともに、歯科保健の重要性を意識づける教育・相談事業に取り組みます。 また、幼児健診（1歳半児及び3歳児）時に、虫歯予防に効果的なフッ素塗布（無料）を実施します。	

No42	産後ケア事業	保健課・保健福祉課
事業内容	産後6か月未満の産婦及び乳児を対象に、助産師による訪問又は病院の産後ケアセンターにおいて、授乳の支援、心身のケア、沐浴などの育児指導を行います。妊娠中からの相談支援により、対象者には支援プランを作成し、委託先にも情報提供を行い切れ目のない支援を行います。	

No43	産前産後サポート事業（ママカフェ）	保健課・保健福祉課
事業内容	妊婦または産後1年までの産婦と乳児を対象に、育児の情報提供と困りごとや悩みを出し合い不安を解消する場とします。札幌地区2か所・幕別地区1か所・忠類地区1か所で実施し、助産師による相談の場も設けることで、育児全般に関する困りごとにも対応できるようにします。	

3 食育の推進

健康な生活を送るために食生活は重要であり、特に成長期にある子どもにとっては、正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着、食を通じた人との触れ合いが、心と身体の成長に大きな役割を果たしています。

このため、保育所、学校等と連携の上、保護者を対象に食の指導や食に関する情報の提供に努めます。

No44	食に関する学習機会や情報提供事業	保健課・保健福祉課・給食センター
事業内容	妊産婦をはじめ、子どもの成長段階に応じた食に関する正しい知識と望ましい食習慣などに関する学習機会や「給食だより」等を通じて食の情報提供に努めます。	

4 思春期保健対策の充実

思春期の望まない妊娠、性感染症や喫煙、飲酒、薬物乱用の問題が顕在化しています。

このため、学校において、性教育、喫煙防止教育等を実施するとともに、医療機関や保健機関と連携の上、正しい知識の普及・啓発に努めます。

No45	思春期保健対策事業	保健課・保健福祉課・学校教育課
事業内容	性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図るとともに、喫煙防止・薬物乱用防止等に関する教育活動全体を通じて、計画的・組織的に実施するよう指導するとともに、相談体制や情報の提供等に取り組みます。	

5 小児保健医療の充実

安心して子どもを産み、子どもが健康に育つ環境をつくるためには、健診をはじめとした小児保健医療等への支援が重要となります。

このため、医療機関等との連携の上、小児保健医療体制の充実を図るとともに、情報提供に努めます。

No46	小児保健医療の充実・確保	保健課・住民生活課・保健福祉課
事業内容	小児保健医療の充実・確保は、安心して子どもを生み育てる基盤となることから、医療機関等との連携や情報の提供等に取り組みます。 児童養育家庭等の経済的負担の軽減を図るため、子ども医療費助成制度を継続して取り組みます。	

No47	子ども医療費助成事業	住民生活課
事業内容	児童養育家庭等の経済的負担の軽減を図るため、子どもの医療費の一部助成に取り組むとともに、国、道等の動向を踏まえ、効果的な支援を検討します。	

6 次代の親の育成

少子化の進行や近隣住民同士の交流の希薄化が進み、乳幼児の子どもとふれあう機会が減っており、実体験を通じた中で、母性や父性を身に付けることが困難になっています。

このため、将来親になる子どもたちに、乳幼児とふれあう機会を提供するなど、次代の親の育成に努めます。

No48 子育てに関する男女参画の啓発		こども課・保健課・保健福祉課
事業内容	男女が協力して家庭を築き、子どもを生み育てることの意義に関する啓発や情報提供に取り組みます。	

No49 乳幼児ふれあい体験事業		こども課・保健課・保健福祉課
事業内容	子どもを産み育てることの意義、子どもや家庭の大切さが理解できるよう、保健、福祉、教育分野が連携し、中高生を対象に乳幼児とのふれあいの機会を提供します。	

第5節 基本目標4「特に支援を必要とする子どもへの取組の推進」

1 児童虐待防止対策の充実

児童虐待は、子どもの権利を侵害し、子どもの心身の発達や人格の形成に深刻な影響を及ぼすものであり、未然予防の重要性や、早期発見、早期対応が求められています。

子どもの権利を尊重し、すべての子どもの健やかな成長を保障するとともに、支援を必要とする家庭の自立に向け、福祉・保健・教育・警察や地域等の関係機関が連携・協力し総合的な支援に努めます。

No50 子どもの権利の普及・啓発		こども課・保健福祉課
事業内容	子どもの権利を尊重し、子ども一人ひとりを守り育てるため、「幕別町子どもの権利に関する条例」の普及・啓発に継続して取り組みます。	

No51 児童虐待予防事業		こども課・保健課・保健福祉課
事業内容	乳幼児健診時等に、母親と育児相談等を行う中で子育て等に対する不安を軽減し、虐待の予防や未然防止に取り組みます。	

No52 要保護児童対策地域協議会		こども課・保健福祉課
事業内容	児童虐待の早期対応、再発防止を図るため、要保護児童対策地域協議会における情報共有の徹底や児童相談所をはじめとする関係機関との連携を強化し、要保護児童、要支援児童及び特定妊婦への適切な支援に取り組みます。 また、要保護児童に関する専門的な研修の機会を捉え、適切な対応の習得に努めます。	

No53	民生委員・児童委員活動事業	福祉課
事業内容	【再掲 No30】 地域の身近な相談相手として、子どもたちの健全育成に取り組むとともに、関係機関と連携の上、児童虐待の早期発見や予防に努めます。	

2 ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭は、子育てを行う上で、生活の基盤が不安定な状態にある場合が多く、総合的な対策を適切に実施することが求められています。

ひとり親家庭が安心して子育てができ、自立した生活を営めるよう、相談体制の充実や社会的自立に必要な情報の提供を進めます。

No54	ひとり親家庭等支援体制の充実	こども課・保健福祉課
事業内容	ひとり親家庭の相談、児童扶養手当や社会的自立に必要な情報の提供に取り組めます。 また、保育所の入所など生活実態に応じた支援に努めます。	

No55	ひとり親家庭等医療費助成制度	住民生活課
事業内容	ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図るため、ひとり親家庭等の医療費の一部助成に取り組むとともに、国、道等の動向を踏まえ、効果的な支援を検討します。	

3 障がい児施策の充実等

障がいの原因となる疾病や事故の予防及びその早期発見を図るため、妊産婦や乳幼児に対する健康診査や保健指導に継続して取り組みます。

また、障がい等が確認された子ども及びその保護者に対して、関係機関と連携を図りながら適切な支援を行い、不安の解消等に努めます。

No56	障がい児保育事業	こども課・保健福祉課
事業内容	障がい児が、保護者の就労等のため、保育の必要な場合においても、安心して保育を受けられる環境づくりに取り組みます。 また、発達障がいを含む障がい児に対する保育についての研究・研修の実施や適切に支援するための保育士の配置など体制整備に努めます。	

No57	健康診査事業	保健課・保健福祉課
事業内容	【再掲 No34】 妊婦や乳幼児の健診を通して、異常の早期発見、早期治療、早期療養を促すとともに、各種相談指導を通して、母子の健康確保及び適切な育児支援に取り組めます。 また、母子保健の向上を目的として経済的負担の軽減を図るため、妊婦健診料の一部助成に取り組めます。	

No58	心身障がい児通所交通費助成制度	福祉課
事業内容	言語障がいや心身に障がいを持つ子どもの機能回復訓練や治療等を目的とした施設への通所に要する交通費の一部助成に取り組みます。	

No59	身体障がい児補装具給付事業	福祉課
事業内容	障がい児を養育する家庭等の経済的負担の軽減を図るため、身体障がい者手帳の交付を受けている子どもに対し、必要な補装具の購入や修理に要する費用の一部支給に取り組みます。	

No60	地域生活支援事業	福祉課
事業内容	障がいを持つ子どもが、その有する能力や適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう活動の場を提供し、日常的な訓練を行うなどの支援に取り組みます。	

No61	発達支援センターの機能充実	福祉課
事業内容	障がい児及び発達に支援が必要な児童に対し、専門的な相談、指導、療育等を行い、その心身の発達を総合的に支援するため、障がい等の早期発見、児童とその保護者に対する指導等に取り組みます。 また、幼稚園や保育所、学校など関係機関との連携を図り、集団生活における指導の対応や相談に応じるなど充実した事業に努めます。	

No62	言語通級指導教室	学校教育課
事業内容	通常の学級に所属しながら、ことばの発達に遅れが認められる等の小学生の心身の健全な発達を支援するため、札内南小学校に言語通級指導教室において個別指導を行い、障がい等の改善・克服を図ります。	

No63	サポートファイル活用推進事業	福祉課（幕別町障がい者福祉計画）
事業内容	支援や配慮を必要とする子ども一人ひとりが、ライフステージに応じた切れ目のない支援を受けられるよう、保護者がサポートファイル「まっく・りんぐ」に情報を記入・保管し、各関係機関との連携を図ります。また、個別支援計画とともに活用することで、更なる支援の充実につなげます。	

No64	自立支援協議会こども支援部会の充実	福祉課（幕別町障がい者福祉計画）
事業内容	乳幼児期から成人期までのライフステージに携わる保健・医療・福祉・教育・就労の関係者で、発達支援に関する課題やその解決方法を検討し、情報共有、支援方法の共有化など連携強化を図ります。	

4 障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見ならびに治療の推進

障がいの原因となる疾病を早期に発見し、事故に対しても適切な対応がとれる体制づくりや正しい知識等の普及啓発に努めます。

また、地域において保健医療サービスを安心して受けられる体制づくりに努めます。

No65	健康相談の充実	保健課・保健福祉課
事業内容	身近なところで効果的な健康相談が受けられるよう、相談機会の拡充と内容の充実を図り、心身の健康についての正しい知識を普及するとともに、疾病の予防・早期発見、健康の保持・増進に努めます。	

No66	保育所等巡回相談	福祉課（幕別町障がい者福祉計画）
事業内容	集団生活場面における発達の遅れの「気づき」を促し、早期に相談に繋がるよう支援するとともに、支援者に対しては、集団適応のための専門的かつ具体的な助言・指導等を行います。	

5 発達障がいのある子どもへの、一人一人の希望に応じた適切な教育上必要な支援

発達障がいのある子どもやその家族のニーズに応じた一貫した支援を行える体制の充実に努めます。

No67	特別支援教育の推進	学校教育課
事業内容	障がいや発達の遅れのある子のもつ能力や特性を最大限に伸ばし、それぞれの障がい及び教育的ニーズに応じた適切な教育環境の整備と支援体制を構築します。	

No68	放課後等デイサービスの充実	福祉課（幕別町障がい者福祉計画）
事業内容	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休みなどの長期期間中において、生活能力向上のための訓練などを継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後などの居場所を確保します。	

No69	特別支援教育支援員	学校教育課
事業内容	町立幼稚園及び小中学校に在籍する発達障がいを含む障がいのある子どもたちを適切に支援するため、特別支援教育支援員を配置し、学校等における日常生活上の介助や学習支援など子どもの集団生活の支援に取り組みます。	

第6節 基本目標5「仕事と家庭生活との両立の推進」

1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

男女ともに充実した生活を、特に子育て期において送るためには、仕事と家庭の時間のバランスが大切であり、多様な働き方を選択できるようにするとともに、働き方を見直すことが必要です。

このため、国や道、関係団体、地域住民と連携を図りながら、啓発や情報の提供に努めます。

No70 ゆとり時間推進啓発事業		商工観光課
事業内容	仕事と生活の調和の実現に向けた理解や合意形成を促進するため、啓発や情報の提供を継続して取り組みます。	

2 仕事と子育ての両立のための基盤整備

女性の社会進出の増加や就労形態の多様化により、仕事と家庭の両立のための支援や対策の充実が求められていることから、多様なニーズに応じた保育サービス等の充実に努めます。

No71 企業と連携した子育て支援の推進		こども課・商工観光課
事業内容	幕別町商工会や事業所との連携等により、町内外で働く子育て世代の男女に育児休業制度や子の看護休暇などの普及を図るとともに、子育て支援の充実に努めます。	

No72 仕事と子育ての両立支援事業		こども課・保健福祉課
事業内容	保育サービス及び放課後児童健全育成事業の充実など、多様な働き方に対応した休日保育等の体制の整備、情報の提供に取り組みます。	

第7節 基本目標6「子どもの貧困対策の推進」

1 相談・生活支援の充実

子どもの貧困対策を効果的に推進するためには、相談対応が全ての支援の出発点となって各種支援につなげていくことが重要であり、生活の安定が子どもの健やかな成長にはかせないことから、関係する機関が共通の認識のもと、子どもの支援の視点で、各種支援につながるよう相談や生活支援体制の充実に努めます。

No73 子育て世代包括支援センター事業		保健課・保健福祉課
事業内容	【再掲 No31】 母子保健及び育児に関する総合的な相談支援や妊産婦等の身体的及び精神的健康状態や育児、生活の支援状況を把握し、手厚い支援を要する妊産婦等の支援プランの策定及び評価を行い、妊娠期から子育て期の切れ目のない支援体制を構築します。	

No74 延長保育事業		こども課・保健福祉課
事業内容	【再掲 No09】 保護者の就労時間の多様化に対応するため、保育所の開所時間を超える入所児童の保育については、ニーズにあわせ、保育時間の拡大に取り組みます。	

No75 放課後児童健全育成事業		こども課・保健福祉課・生涯学習課
事業内容	【再掲 No10】 就労等のため、保護者が昼間家庭にいない小学生の健全育成に取り組みます。また、施設の拡大や必要なサービスの充実に努めます。	

No76 子育て短期支援事業（ショートステイ）		こども課・保健福祉課
事業内容	【再掲 No11】 保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等の居場所の確保に努めます。	

No77 地域子育て支援拠点事業		こども課・保健福祉課
事業内容	【再掲 No12】 子育て親子の交流の場や子育て等に関する相談や援助、地域の子育て情報、子育てに関する講習会等を実施し、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援します。	

No78 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） こども課・保健福祉課	
事業内容	【再掲 No16】 育児の援助を行いたい者（まかせて会員）と育児の援助を受けたい者（おねがい会員）が会員登録し、会員相互の子育て援助活動の利用促進と子育て支援の充実に取り組みます。

No79 利用者支援事業 こども課・保健福祉課	
事業内容	【再掲 No20】 地域の子ども子育て支援事業が円滑に利用できるよう子育てに関する各般の問題に対し、相談や助言を行うとともに関係機関との連携についても支援し、子どもとその保護者に必要な支援に努めます。

No80 児童虐待予防事業 こども課・保健課・保健福祉課	
事業内容	【再掲 No51】 乳幼児健診時等に、母親と育児相談等を行う中で子育て等に対する不安を軽減し、虐待の予防や未然防止に取り組みます。

No81 ひとり親家庭等支援体制の充実 こども課・保健福祉課	
事業内容	【再掲 No54】 ひとり親家庭の相談、児童扶養手当や社会的自立に必要な情報の提供に取り組みます。 また、保育所の入所など生活実態に応じた支援に努めます。

2 子どもの育ちと学びの支援の充実

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、学校教育による学力の保障、地域による学習支援などを通じて、教育の機会均等を保障し、子どもの成長や発達の連続性を踏まえた教育・保育の提供に努めます。

No82 教育相談体制の充実 学校教育課	
事業内容	いじめ、不登校、虐待などに適切に対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、学校・家庭・地域の連携の上、相談体制の充実に図ります。

No83 小中学校教育の充実 学校教育課	
事業内容	学習指導要領に基づき、確かな力、豊かな心、健やかな体のバランスが取れた生きる力を育む教育の推進に取り組みます。

No84	「学び隊」の開設	生涯学習課
事業内容	家庭教育に関する学習機会を充実し、家庭内の教育力の向上を目指します。	

No85	民生委員・児童委員活動事業	福祉課
事業内容	【再掲 No30】 地域の身近な相談相手として、子どもたちの健全育成に取り組むとともに、関係機関と連携の上、児童虐待の早期発見や予防に努めます。	

3 経済的支援

生活の安定のためには、生活保護費や各種手当、医療費助成や貸付金等を組合せて世帯の生活の基盤を下支えしていく等の経済的支援が重要であることから、法律に基づきこれらの支援を行い経済的負担の軽減を図ります。

No86	幼児教育・保育無償化	こども課・保健福祉課・学校教育課
事業内容	3歳以上児と住民税非課税世帯の0～2歳児について、幼稚園、保育所、認定こども園の保育料を無償とします。幼稚園・認定こども園の預かり保育や認可外保育施設などの利用料について、一定の要件を満たしている場合は利用料を無償とします。	

No87	多子世帯の保育料軽減事業	こども課・保健福祉課
事業内容	3歳未満児の保育料について、一定所得以下の多子世帯における第二子以降に係るものを無償化して、多子世帯の経済的負担の軽減に努めます。	

No88	幼児教育支援事業	学校教育課
事業内容	【再掲 No06】 令和元年10月から幼児教育無償化により入園料・保育料が無償化されたことにより、幼稚園教育の振興に資することを目的に、私立幼稚園に在籍する幼児の保護者に対し、経済的負担の軽減の方策を検討していきます。	

No89	小児保健医療の充実・確保	保健課・住民生活課・保健福祉課
事業内容	【再掲 No46】 小児保健医療の充実・確保は、安心して子どもを生み育てる基盤となることから、医療機関等との連携や情報の提供等に取り組みます。 児童養育家庭等の経済的負担の軽減を図るため、子ども医療費助成制度を継続して取り組みます。	

No90 子ども医療費助成事業		住民生活課
事業内容	【再掲 No47】 児童養育家庭等の経済的負担の軽減を図るため、子どもの医療費の一部助成に取り組むとともに、国、道等の動向を踏まえ、効果的な支援を検討します。	
No91 ひとり親家庭等就業支援事業		こども課・保健福祉課
事業内容	母子家庭等就業・自立支援センターと連携のもと、母子家庭等の社会的自立支援や仕事に関する相談、就労先の情報提供など、就業全般について支援します。	
No92 母子父子寡婦福祉資金貸付事業		こども課・保健福祉課
事業内容	母子、父子、寡婦の経済的自立と児童の福祉向上のため、北海道が実施しており、就学資金や就学支度資金等の周知及び貸付け申請を支援します。	
No93 ひとり親家庭等医療費助成制度		住民生活課
事業内容	【再掲 No55】 ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図るため、ひとり親家庭等の医療費の一部助成に取り組むとともに、国、道等の動向を踏まえ、効果的な支援を検討します。	
No94 心身障がい児通所交通費助成制度		福祉課
事業内容	【再掲 No58】 言語障がいや心身に障がいをもつ子どもの機能回復訓練や治療等を目的とした施設への通所に要する交通費の一部助成に取り組みます。	
No95 身体障がい児補装具給付事業		福祉課
事業内容	【再掲 No59】 障がい児を養育する家庭等の経済的負担の軽減を図るため、身体障がい者手帳の交付を受けている子どもに対し、必要な補装具の購入や修理に要する費用の一部支給に取り組みます。	
No96 就学援助		学校教育課
事業内容	小・中学生のお子さんがある世帯を対象に、義務教育の機会均等を図るため、学用品や給食費を援助します。	

No97	修学旅行費支援助成	学校教育課
事業内容	町内の中学校に在籍する中学３年生の修学旅行にかかる費用の一部を助成し、保護者負担の軽減に努めます。	

資料 1

○幕別町次世代育成支援対策地域協議会条例 (平成21年 3 月 25 日 条例第10号)

(設置)

第 1 条 幕別町における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、幕別町次世代育成支援対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 地域協議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第 8 条に規定する市町村行動計画の策定に関すること。
- (2) 前号に規定する計画の推進に関すること。
- (3) 子どもの権利に関すること。
- (4) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第 1 項各号に掲げる事務の処理に関すること。
- (5) 前 4 号に掲げるもののほか、次世代育成支援対策の推進のために必要なこと。

(組織)

第 3 条 地域協議会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 子育て支援関係団体に属する者
- (3) 教育関係者
- (4) 保健福祉関係者
- (5) 商工団体に属する者
- (6) 公募による者

3 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 地域協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、地域協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 地域協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 地域協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 地域協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 地域協議会の庶務は、住民福祉部において処理する。

条沿革

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

附 則

この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 6 月 13 日 条例第24号）

(施行期日)

1 この条例は、平成25年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の幕別町次世代育成支援対策地域協議会条例第 3 条第 1 項の規定

により新たに委嘱される委員の任期は、同条第 3 項の規定にかかわらず、平成27年 7 月 2 日までとする。

附 則（平成27年12月18日条例第38号）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

資料 2

幕別町次世代育成支援対策地域協議会委員名簿（委嘱時/敬称略）

役職	氏 名	所属・役職等	備考
会長	千葉 智子	幕別町商工会女性部員・すきやき隊隊員	
副会長	喜多 敦	幕別町校長会会長/幕別中学校長	
委員	荒木 彰子	元おひさまクラブ代表	
同	伊澤 昭宙	幕別町主任児童委員	
同	遠藤 信志	公募	
同	岡田 義行	幕別町 P T A 連合会会長/札内中学校 P T A 会長	
同	神津 由衣	公募	
同	杉山 ユリ子	すきやき隊隊長	
同	高橋 敬子	幕別町保健課健康推進係保健師	
同	嶽山 信行	公募	
同	西川 寿子	公募	
同	前川 みや子	幕別町主任児童委員	
同	松井 美智子	幕別町 P T A 連合会副会長/母親代表理事	
同	横山 徹	十勝竜谷学園幕別幼稚園長	
同	渡部 真矢子	幕別町札内北保育所保育士	

資料 3

第 2 期幕別町子ども・子育て支援事業計画策定までの経緯

年度	月 日	内 容
平成 30年度	平成30年 7 月 3 日 (火)	第 2 回幕別町次世代育成支援対策地域協議会 ○時間：午後 7 時00分～午後 8 時20分 ○場所：幕別町役場 2 階 2－A・B 会議室 ○内容 ・幕別町子ども・子育て支援事業計画及び幕別町次世代育成支援対策地域協議会について ・幕別町子どもの権利に関する条例について ・幕別町子どもの生活実態調査について
	平成30年 9 月27日 ～ 平成30年10月12日	幕別町子どもの生活実態調査の実施
	平成30年11月 9 日 (金)	第 3 回幕別町次世代育成支援対策地域協議会 ○時間：午後 6 時55分～午後 7 時35分 ○場所：幕別町役場 2 階 2－A・B 会議室 ○内容 ・次期幕別町子ども・子育て支援事業計画策定に伴うニーズ調査について ・幕別町子ども・子育て支援事業計画の進捗状況及び評価について
	平成31年 1 月 8 日 ～ 平成31年 1 月29日	幕別町子ども・子育て支援に関するアンケート調査の実施
	平成31年 2 月22日 (金)	第 4 回幕別町次世代育成支援対策地域協議会 ○時間：午後 6 時55分～午後 8 時10分 ○場所：幕別町役場 2 階 2－A・B 会議室 ○内容 ・幕別町子どもの生活実態調査（中間報告）について ・幕別町子ども・子育て支援に関するアンケート調査（就学前児童）結果について
	平成31年 3 月28日 (木)	第 5 回幕別町次世代育成支援対策地域協議会 ○時間：午後 6 時55分～午後 8 時30分 ○場所：幕別町役場 2 階 2－A・B 会議室 ○内容 ・幕別町子どもの生活実態調査報告について ・幕別町子ども・子育て支援に関するアンケート調査（就学前児童）集計について

年度	月 日	内 容
平成 31年度	令和元年 7 月 9 日（火）	第 1 回幕別町次世代育成支援対策地域協議会 ○時間：午後 7 時00分～午後 7 時45分 ○場所：幕別町役場 2 階 2－A・B 会議室 ○内容 ・第 2 期幕別町子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」について
	令和元年 9 月 25 日（水）	第 2 回幕別町次世代育成支援対策地域協議会 ○時間：午後 6 時53分～午後 7 時56分 ○場所：幕別町役場 2 階 2－A・B 会議室 ○内容 ・幼児教育・保育無償化について ・幕別町子ども・子育て支援事業計画の進捗状況及び評価について ・第 2 期幕別町子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと確保対策について ・第 2 期幕別町子ども・子育て支援事業計画の構成及び骨子（案）について
	令和元年11月27日（水）	第 3 回幕別町次世代育成支援対策地域協議会 ○時間：午後 7 時00分～午後 7 時59分 ○場所：幕別町役場 2 階 2－A・B 会議室 ○内容 ・第 2 期幕別町子ども・子育て支援事業計画素案について

※以降、本計画に係わる協議内容について、開催日ごとに記載する。

第2期幕別町子ども・子育て支援事業計画

(令和2年度～令和6年度)

～すべての町民が支えあい 子どもの豊かな心と生きる力を育むまち～

発行日 令和 年 月

発行者 幕別町（住民福祉部こども課）

〒089-0692 中川郡幕別町本町130番地 1

T e l : 0155-54-6621

F a x : 0155-55-3008

E-mail : kodomoka@town.makubetsu.lg.jp